

令和8年度鹿島川気球体験イベント等運営業務委託 基本仕様書

第1条 委託業務名

令和8年度鹿島川気球体験イベント等運営業務委託

第2条 業務目的

本業務は、鹿島川周辺エリアにおいて田園風景を望む気球体験、周辺エリアを巡るウォーキングイベントおよび地域プレイヤーとの連携体制の構築や観光施設との連携、農作物の活用などの地域資源利活用により鹿島川とのつながりがより意識されるイベントの開催を通じて、沿川に残る本市の原風景である谷津田や肥沃な農地、緑豊かな里山等の魅力ある地域資源について市民の認知度を高めるとともに、より多くの市民に魅力を伝えることを目的とする。

第3条 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで

第4条 鹿島川社会実験

鹿島川において、河川空間を活用した社会実験を企画運営する。

1. 「ちばかわまつり」開催概要

(1) 主催

千葉市

(2) 実施内容

ア 気球体験イベント

イ ウォーキングイベント

ウ 地域資源利活用検討業務

※アイウのいずれにおいても既存イベントとの連携協力に努めるものとする。

(3) 開催時期

令和8年10月～令和9年3月頃

(4) 開催日数（※提案のあった業務の性質に応じ、発注者と協議の上決定する。）

ア・イ・ウ 1日以上

(5) 開催時間

ア 気球体験イベント 6:00～11:00（予定）

イ ウォーキングイベント 8:30～12:00（予定）

ウ 地域資源利活用検討業務

提案のあった業務の性質に応じ、発注者と協議の上決定する。

(6) 開催場所

ア 気球体験イベント

気球体験時に鹿島川が一望できる場所で開催すること。

なお、開催場所の選定・確保は受注者が行うものとする。

イ ウォーキングイベント

気球体験イベントと同日に体験できる場所で開催するものとする。

ウ 地域資源利活用検討業務

提案のあった業務の性質に応じ、発注者と協議の上決定する。

2. 「ちばかわまつり」業務内容

業務内容は次の（１）～（６）のとおりとする。

（１）気球体験イベント運営業務

ア 企画提案

過年度に発注者が実施した気球体験イベントを踏まえた提案をするものとする。なお、官民を問わず周辺地域でのイベントと連携・協力することで、本委託事業の賑わいの最大化を図ること。

イ 開催場所の要件

関係法令を遵守した上で気球上昇時に鹿島川が目視で見える場所にて開催すること。

ただし、開催場所が民間・個人所有管理地となる場合は、所有者と協議の上、市・所有者や管理者・受託者の合意が取れるよう調整すること。

ウ 参加者の環境の快適化

イベント参加者の集合場所を考えるに当たって、開催場所の立地に応じた公共交通手段の充実度を考慮し、来場者用の駐車場を設けることを検討するとともに集合場所から開催地までの輸送やイベント会場内へのトイレの設置などイベント参加者が快適に楽しむために必要な工夫を提案すること。

エ その他

イベントの開催に当たっては、気球の係留等の危機管理や事故防止対策等の安全対策を徹底すること。気球に関しては、会場の立地条件等により、適切な係留方法にて気球を固定すること。

【参考】

・令和６年度ちばかわまつり鹿島川

<https://www.city.chiba.jp/toshi/seisaku/chibakawamaturi2025kasimagawa.html>

・令和７年度ちばかわまつり鹿島川

<https://www.city.chiba.jp/toshi/seisaku/chibakawamatsuri2026kashimagawa.html>

（２）ウォーキングイベント運営業務

ア 企画提案

鹿島川沿川の地域資源（歴史・文化・自然等）や日常の風景で鹿島川沿川の魅力を再認識できるウォーキングイベントを提案すること。なお、（１）気球体験イベントと組み合わせて実施することを想定しているが、コースやマップについては、イベント後も継続して利用できること。イベント終了後も継続的にウォーキングができるような仕組みを想定すること。また、イベント時のウォーキングについては、ガイドが解説しながらめぐることを想定する。

イ コースの要件

- ・気球イベントとの連携を図り、可能な限り幅広い世代が参加できるようにすること。
- ・参加者を幅広い世代から募る場合、全長のうち複数のコースを設けるなど配慮及び工夫をすること。
- ・イベント開催時の危機管理や事故防止対策等の安全対策を徹底すること。また、参加者の健康状態を確認し、実施中においても参加者の健康管理を行うものとする。

ウ マップやブック等の製作

提案したウォーキングイベントのコース等の概要が分かる魅力的なマップやブック等を作成すること。

【参考】

- ・いずみウォークHP

<https://www.city.chiba.jp/keizainosei/nosei/nosei/izumiwalk.html>

- ・令和7年度ちばかわまつり鹿島川

<https://www.city.chiba.jp/toshi/seisaku/chibakawamatsuri2026kashimagawa.html>

（３）地域資源利活用検討業務

ア 本業務の目的

委託事業の目的は、第2条業務目的のとおり鹿島川が所在する地域の谷津田や肥沃な農地、緑豊かな里山等の魅力ある地域資源について市民の認知度を高めるとともに、より多くの市民に魅力を伝えることである。このうち、利活用方策検討業務の目的は、市民の認知度の向上など鹿島川の気球体験のように非日常的な体験によるだけでなく、市民が本地域の様々な地域資源を日常的に利活用するきっかけや仕組みづくりを目的とするものである。

イ 企画提案

地域資源を活用したイベントコンテンツを提案し、発注者と協議の上、実施すること。なお、以下の点に留意するものとする。

(留意点)

- ・ イベント開催時の一過性の効果ではなく、イベント終了後も自主的で持続的な活動や体験等につながることを期待される内容とすること。
- ・ 本業務に係る提案内容に従い、気球体験及びウォーキングイベントとの同時開催を検討すること。
- ・ 地域資源の利活用を通して、鹿島川の認知度向上に寄与するイベント内容とすること。なお、原則として、各地域資源の活用にあたっての事業者への交渉は受託者が実施するものとする。
地域資源の例として、①地域の活動団体（「わたしの田舎 谷当工房」
<https://satoyamaasobi.com/>、「バランス21」<https://www.balance21-yato.com/>）②自然豊かな里山エリア「チバノサト」③本地域で耕作する農産物（参考：お米、野菜、ぶどうを用いたワイン等）を想定するが、これ以外の地域資源を選択することも可能。
- ・ 集客が見込める業務内容や仕組みを検討したうえで、本業務の履行地を決定すること。なお、イベントは1日または2日以上実施するものとし、集客の見込み等により鹿島川流域以外の場所や他イベントとの連携も可とする。ただし、イベントを2日以上実施する場合、必ず最低1回は鹿島川流域で実施すること。
- ・ 本業務の提案にあたって連携する鹿島川流域以外のイベントの例として、①若葉区民まつり（<https://www.city.chiba.jp/wakaba/chiikizukuri/hasshin/event/matsuri/index.html>）②開府900年記念パレード（<https://www.city.chiba.jp/900/project.html>）などを想定する。

(4) イベント共通業務

- ア 作業計画書の作成
- イ イベント実施に必要な許可関係書類等の作成
- ウ イベントチラシの作成
- エ インターネットサイト等による参加者募集及び申込受付（抽選制）
- オ 参加者からの問い合わせ対応
- カ イベント参加者の受付及び案内
- キ 参加料金の徴収

参加料金（例）については、以下のとおりとする。

なお、参加料は受注者に帰属するものとし、参加料収入が受注者の見込みを下回った場合であっても、発注者は一切補填しない。

(ア) 気球体験イベントのみ

大人2,000円 高校生以下1,000円 3歳以下無料

※参加人数及び実施形態は過年度と同規模を基本とする。

(イ) 気球体験イベント＋ウォーキングイベント

大人3,000円 高校生以下1,500円

※参加人数及び実施形態は過年度と同規模を基本とする。

ケ 会場設営等業務

会場設営図及び備品一覧を作成し、必要な備品の手配、運搬、設置及び撤去を行うこと。なお、イベント会場周辺に公共利用が可能なトイレがない場合、仮設トイレを必ず設置すること。また、開催日以前の天候に応じ、イベント当日に利用者が本イベントを快適に楽しむために必要な工夫及び配慮をすることとする。

(例) テント、机、椅子、ゴミ箱、案内看板、無線機、ウォーキングイベント用のインカム及びイヤホンなど

コ イベントの人員配置計画及び連絡体制の構築

サ 安全対策

天候リスクを最大限考慮した企画運営を行うと共に、災害発生等緊急時における危機管理や事故防止対策等の安全対策を徹底すること。

シ その他イベント実施に必要な事項

(5) 動画及び写真撮影業務

ア 気球体験及びウォーキング体験イベント開催時の風景動画及び写真の撮影を行うこと。撮影は上空からのドローン撮影やアイレベルでの撮影など複数実施すること。

イ 撮影データは、発注者と協議のうえ、今後の河川を活用したまちづくりのPRとして活用するため、編集及び加工を行うこと。なお、発注者が撮影データを活用することに対し、受注者は、事前に被撮影者の承諾を得るものとする。

(6) アンケート調査業務（第4条2（7）同様）

参加者向けのアンケートを実施し、結果を集計すること。なお、アンケートの内容は、発注者と協議のうえ作成すること。

第5条 成果品について

1. 提出する成果品

提出する成果品は以下のとおりとする。

- (1) 各業務に係る事業実施報告書を作成し、書面及び電子データで提出すること。
- (2) 第4条2(6)及び第5条2(5)、第6条2(5) 動画及び写真撮影業務のデータについて、ウェブ掲載及びPC再生が可能なフォーマットで別途DVD-R等の媒体に格納し1部提出すること。
- (3) その他本業務で作成し、発注者が必要と認めたもの一式
ウォーキングのマップについては、PDFデータおよびインデザイン等のローデータ等を示す。

2. 成果品の所有権及び著作権

成果品の所有権及び著作権は、全て発注者に帰属するものとし、受注者がこれを公表することは認めないものとする。なお、著作者人格権は受注者は行使しないものとする。

第6条 検査

1. 受注者は、業務完了時に発注者の検査を受けること。
2. 検査においては、訂正を指示された箇所は直ちに訂正し再提出すること。
なお、これに要する経費は受注者の負担とする。

第7条 留意事項

1. 基本事項

- (1) 受注者は、この業務の全部を一括して再委託してはならない。ただし、業務を効率的に行う上で、必要と思われる業務については、その内容等について市に通知すること。
- (2) 実際に本業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）の安全衛生に関する管理については、受注者がその責任において関係法令等に従って適切に行うこと。
- (3) 受注者は、発注者との認識の共有を図るため、進捗状況や課題等に関する報告を定期的に行い、必要に応じて発注者の指示を仰ぐこと。
- (4) 打合せを実施した際は速やかに打合記録を作成し、発注者の確認を得ること。
- (5) 本業務履行のための受注者及び業務従事者の人件費、旅費、宿泊費、食費、通信費、印刷製本費及び契約費用の一切の経費は、本業務の委託料に含まれるものとする。
- (6) 本仕様書に明記していない事項及び本仕様書の解釈に疑義を生じた事項については、事前に発注者と協議のうえ、決定するものとする。

- (7) 委託料の支払い方法は、部分検査合格後及び完了検査合格後に受注者が発注者に請求するものとし、発注者は請求を受理した日から30日以内に委託費を支払うものとする。

2. 作業計画書の提出

- (1) 契約締結後、受注者は以下の書類を提出し、速やかに受注者側の業務実施体制を明確にすること。また、業務従事者を選定するにあたり、本業務を円滑に遂行できる能力を有する人員を適切に配置すること
- ア スケジュール（契約締結日から実績報告書を提出するまでの工程表）
 - イ 総括責任者、実施責任者、業務担当者等の一覧表
 - ウ 外部協力者（下請業者等）がある場合は、その協力者の概要及び担当者一覧表
 - エ その他、発注者が必要に応じて指定する書類
- (2) (1) に定める書類の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、変更した作業計画書を提出し、発注者の承認を得ること。
- (3) 受注者は、契約締結後、速やかに発注者と協議を行い、業務内容について十分な理解を図ること。
- (4) 作業計画書は、書面及び電子データで提出すること。

3. 保険の加入に関すること

- (1) 労働災害保険、賠償責任保険、傷害保険、興行中止保険等、必要に応じて、適切な保険に加入すること。
- (2) 保険の加入時期及び補償内容をあらかじめ発注者に報告し確認を得ること。

第8条 イベント中止時の対応

1. 災害発生時等やむを得ない事由によりイベントを中止する場合は、委託業務のうちすでに着手した分の金額について、発注者と協議のうえ金額を確定し、支払うものとする。
2. 参加者へ参加料を返還する場合は、受注者の業務の範疇とする。
3. 参加者からの参加料を本業務委託の収支計画に組み込んでいた場合、前記1・2による事業費の縮小を考慮したうえで、別途発注者から受注者への委託料補填の必要性を双方協議するものとする。